

(仮称) 宇都宮市公共交通条例骨子 (案) に関するパブリックコメントについて

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見の募集期間 令和4年12月8日(木) ~ 12月28日(水)

(2) 意見の応募者数 12者(5名, 7団体)

意見数 27件

(3) 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	計
人数	1	2	6	3	12

2 意見の処理状況

区分	処理区分	件数
A	意見の趣旨等を反映し、条例案に盛り込むもの	1件
B	意見の趣旨等は、条例骨子案に盛り込み済みと考えるもの	3件
C	条例案の参考とするもの	0件
D	条例案に盛り込まないもの	4件
E	その他、要望・意見等	19件
計		27件

No.	区分	意見の概要	意見に対する 提案者(議員有志)の考え方
(1) 【〇 前文】について			
1	A	「多様な交通手段」がどのようなものかがわからないため、定義付けるか、または、前文に例示を記載してはどうか。	「多様な交通手段」につきましては、条例骨子(案)解説における「前文」の解説の中で、「自転車や徒歩などの移動手段」と明記したところですが、例示を加えることで、より市民にわかりやすい条例となりますことから、御指摘のとおり、修正させていただきます。
(2) 【4 市の責務】について			
2	B	1から4の事項に加えて、自転車やカーシェア等の公共交通以外への取組も記載することで、より公共交通の利用促進につながるのではないかと。	御指摘のとおり、「公共交通以外への取組」につきましては、公共交通の利便性の向上や利用の促進を図るためには、公共交通間はもとより、公共交通と自転車や徒歩など公共交通以外の移動手段との連携も大変重要でありますことから、【10 基本施策 (1)】において、「交通手段間の連携に関すること」と明記したところであります。

3	B	<p>この条例の内容を実現していくのは、大変難しいと思われるため、市民の意見を聞きながら進めていってほしい。</p>	<p>御指摘のとおり、本条例の目的の実現に向けては、市民をはじめとする市、議会、事業者及び公共交通事業者の各関係主体の相互の理解の下に、連携・協働して取り組んでいくことが不可欠であると認識しております。</p> <p>そのため、【3 基本理念 (3)】に、各関係主体の連携・協働に係る規定を設けるとともに、【4 市の責務 2】において、「市は、各関係主体、その他関係機関に、施策について丁寧に説明し、理解を深める」ことや、【11 基本施策の推進 2】において、「各関係主体、その他関係機関と意見交換や協議・調整を行うための体制を整備する」旨を明記したところであります。</p>
4	D	<p>サイクル&バスライド（駐輪場付きバス停）が可能となるバス停の増加など、バス停が地域のシンボルとなるような取組について、行政等の支援をお願いするとともに、条例にも記載してもらいたい。</p>	<p>本条例は、公共交通の維持・充実、利用促進に関し、基本的な事項を定めるものであり、【4 市の責務 4】において、「市民、事業者又は公共交通事業者が行う公共交通の維持・充実、利用促進を図るための取組に対する必要な支援に努める」旨を明記しております。</p>
5	E	<p>利便性向上及び利用促進に向けた交通事業者としての努力はもとより、コロナ禍による利用者減や経営的ダメージが大きいことも事実であるので、条例案に掲げる国、県、自治体、交通事業者で一体となった取組と併せて、経営面においても支援が必要ではないか。</p>	<p>御意見・御要望につきましては、個別具体的な事項でありますことから、今後、施策・事業を検討していくうえでの参考として所管課へお伝えしてまいります。</p>
(3) 【8 公共交通事業者の役割】について			
6	B	<p>【8 公共交通事業者の役割 1】について、まちづくりの推進と公共交通事業者自身の経営基盤の安定や成長は一体であるため、「事業性の向上を図るとともに」もしくは、「経営の安定を図りながら」などの文言を追加しても良いのではないか。</p>	<p>御指摘のとおり、公共交通は、市民生活に欠かすことのできない社会インフラであるとともに、本市のまちづくりにおいても重要な役割を担っており、公共交通事業者に経営の安定継続や事業性の向上を図っていただくことは不可欠であると考えております。</p> <p>そのため、公共交通事業者の皆様には、社会的な役割を認識した上で、市が実施する施策推進へ協力いただくとともに、公共交通の利便性の向上や利用の促進、利用者意見の運営への反映に努めていただくことが経営の安定継続や事業性の向上にもつながるものと考え、1から3の規定を設けたところでありますので、御尽力いただきますようお願いいたします。</p>

(4) 【10 基本施策】について		
7	D	<p>《公共交通の利便性の向上》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に、「ピーク時は路線バスの定時に運行、その他の時間は、A I オンデマンド交通を取り入れる」などを加えてはどうか。 ・ バス優先・専用道路の拡大や公共車両優先システムの導入拡大について検討し、条例に記載してもらいたい。 <p>《安全・安心な公共交通環境の整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、乗合バスの走行環境が悪化しているため、道路管理者や警察当局と連携した道路環境の整備や交通ルールの啓発をお願いするとともに、条例に記載してもらいたい。
8	E	<p>《階層性のある公共交通ネットワークの構築》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心円的に発達している本市の形状や、バリアフリー化の観点から、直線的公共交通ではなく、網の目状の小さな公共交通を充実させるべきではないか。 <p>《公共交通の利便性の向上》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J Rと東武を使いやすいダイヤにしてほしい。 ・ 郊外を運行しているバスは、利便性が悪い。利用促進を図るためには、利用しやすい環境をつくるのが大切である。 ・ 済生会病院への通院について、公共交通（路線バス）での利用拡大ができるよう、市全体の公共交通ネットワーク再編の中で検討してもらいたい。 <p>《まちづくり施策との連携》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立図書館と県立美術館をL R Tの沿線から離れないようにしてもらいたい。 <p>《環境への負荷の低減》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化炭素の排出抑制を考慮し、L R Tでなく、電気バスなどの充実を考えた方がよいのではないか。

本条例におきましては、公共交通の維持・充実、利用促進に関する基本理念を定め、それに基づき、「階層性のある公共交通ネットワークの構築」、「公共交通の利便性の向上」、「まちづくり施策との連携」、「安全・安心な交通環境の整備」、「環境への負荷の低減」、「市民意識の向上」など、市が、各関係主体と連携し推進する基本施策を定めております。

御意見・御要望につきましては、これらの基本施策を推進していくための個別具体的な事項でありますことから、今後、施策・事業を検討していくうえでの参考として所管課へお伝えしてまいります。

	<p>《市民意識の向上》</p> <ul style="list-style-type: none"> 「階層性のある公共交通ネットワーク」として示された、誰にとっても利便性の高いネットワークが重要であり、それらを安定持続させていくためには、利用促進のための意識向上はもとより、移動に便利であることをより多くの人に実感してもらうことが大切であり、そのための効果的な利用促進策が必要ではないか。 これまで乗用車を多く利用してきた世代は、公共交通機関に対する抵抗感があるが、このような方々にも、切符の買い方や乗り方、マナー、ルール、交通系ＩＣカードの利便性や特典を教える体制を整備し、抵抗感を和らげることによって利用促進につなげるとともに、さらには、このような取組を通して、改めて公共交通事業者の魅力を発信し、将来の交通事業の就業者獲得につながればと考える。 	
(5) 【11 基本施策の推進】について		
9	E <ul style="list-style-type: none"> 新交通システムを含めた各種移動手段は、ＡＩやＩＣＴの進歩に合わせ、急速に変化する可能性を秘めていることから、基本施策の推進に当たっては、将来性についての十分な協議と柔軟性をもって実施することが肝要ではないか。 事案によっては、近隣自治体等地域同士の連携が必要であり、広域連携により、各種取組の利便性の向上だけではなく、地域や県の魅力向上が見込まれ、国や県からの相応の支援も期待できるのではないか。 	<p>基本施策の推進に当たっての十分な協議等と近隣自治体等との連携などにつきましては、利便性の向上及び地域等の魅力向上に効果的であると認識しております。</p> <p>そのため、【4 市の責務 2】、【11 基本施策の推進 2】において、各関係主体、その他関係機関からの協力や、それらの各主体と協議・調整を行うための体制整備、また、【10 基本施策 (2)】において、ＡＩなどの最新の科学技術の活用なども想定した利便性の向上に係る規定を設けたところであります。</p> <p>御意見・御要望は、これらを踏まえながら、効果的に施策を推進していくうえでの事項でありますことから、参考として所管課にお伝えしてまいります。</p>

(6) 条例案について			
10	E	<p>本条例案は、L R Tの導入で利便性が増す「階層性のある公共交通ネットワーク」を整備・構築し、市民等へ公共交通の利用を求める趣旨の提案であることから、議員発議に限らず、行政の側から発する手法もあるのではないか。</p>	<p>本条例は、公共交通の重要性に鑑み、各関係主体が連携して公共交通の維持・充実、利用の促進を図ることにより、誰もが自由に移動でき、生き生きとした社会生活を送ることができるまちを実現し、さらには、持続可能な都市を形成していけるよう、超党派の議員有志の提案による制定を目指し、今日まで検討を重ねてきたものであります。</p>
11	E	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワーク型コンパクトシティを支える公共交通の利用促進に向け、関係者の責務と役割が明示され、公共交通への意識向上を図るうえで大変よくまとめられている。 ・ 公共交通を正面から捉え、まちづくりのために存在意義を明らかにし、それぞれの役割分担を示した素晴らしい条例と考える。 ・ 本条例骨子案に同意する。 ・ 公共交通に関わる全てのステークホルダーの役割を互いに共有し、公共交通の維持・発展を図ろうとする条例であり、その趣旨を踏まえ、地域の発展に尽力していく。 ・ 階層性のある公共交通に関する積極的な説明がないが、民意を確認していないL R Tを東西基幹公共交通とした「階層性のある公共交通ネットワーク」は、あり得ない。本市域における公共交通の基軸には路線バスが相応しく、路線バスの街に磨きをかけることに期待するが、道路交通との関係を欠落させて「階層性のある公共交通ネットワークを将来にわたり持続可能なものにする」とする本条例骨子案に反対である。 	<p>本条例は、公共交通が、市民の日常生活における重要な移動手段であるとともに、欠かすことのできない社会インフラであることに鑑み、地域社会全体で公共交通を支えていくよう、各関係主体が一体となって公共交通の維持・充実、利用促進に取り組むことにより、将来にわたって持続可能な都市の形成に寄与するために制定を目指すものです。</p> <p>本条例の目的を実現するためには、鉄道、L R T、バス路線、地域内交通などのあらゆる公共交通が、需要や地域特性に応じて適切に配置された階層性のある公共交通ネットワークの構築はもとより、自転車や徒歩など公共交通以外の移動手段との連携や公共交通の利便性の向上、まちづくり施策と連携した公共交通に関する施策に取り組むこと等により、市民や来街者など多くの方々に公共交通を利用し続けていただくことが重要であると考えます。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「階層性」とは、「L R Tを主体とした公共交通の乗り換え手段の有無」の意味と思われるが、バス路線の新設等について、市からは一部の地区を除き具体的な計画が示されておらず、バス路線の廃止により不便になった市街地もある。また、道路改良による渋滞の改善も考慮されておらず、L R Tの導入により、多額な赤字も懸念されるため、L R Tを主体とした条例の制定には反対である。 ・ 「階層性」は、公共交通利用者のロスタイムが増え、今よりも条件が悪くなる地域ができると思う。また、道路に軌道を敷くことは、自動運転が当たり前となる交通未来都市の妨げになると思われることから、L R Tにこだわることなく、現在における道路事情や自動運転など未来の交通に適応できるかを加味した条例を望む。 	
--	--	--